

平成 29 年 7 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

株 式 会 社 ホ ー プ
(コード番号:6195 東 M・福 Q)
取 締 役 C F O 大 島 研 介**実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い (案)」についてのコメント**

質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため (実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【コメント】

この提案に同意しません。

【理由】

権利確定条件付き有償新株予約権の発行体 (企業) は、現金を対価として当該新株予約権を付与しており、当社は、有償新株予約権の発行について、持株会制度と同様に従業員等が当社株式に対して公正価値によって投資する機会を提供する制度であると認識しております。

公正価値に関しては、第三者評価機関と議論したうえで、オプション価値評価理論により算定された結果を利用しており、当社と付与対象者が交換する経済価値、すなわち現金と新株予約権は、その価値が等価であって、その他の経済的利益は具体的に存在していないものと考えております。

法律解釈においても、当該新株予約権は公正価値に相当する金銭を実際に払い込んで発行されるものであり、従業員等に財産上の利益を与えるものではなく、役員報酬決議や事業報告における開示の対象とならないと整理されているところであります。

實際上、監査法人との協議においても、株式報酬費用の計上はしておらず、適正意見を取得しています。また、他社事例を見ても承知する限り全て費用計上はしておりません。

このような実務が行われているところ、本公開草案の第 17 項においては、「従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴」を除いて議論を進めてしまっており、本質の重要な部分を欠いて結論ありきで議論が進行しているように考えざるを得ません。

また、本公開草案における有償新株予約権の性質は、監査役監査実施要領を含めた法律家の文献と矛盾する解釈となっており、実務上の混乱を招くものと考えます。まずは、法制審議会等公的な団体と法律解釈との整合性について議論を進めるべきではないでしょうか。

さらには、昨今、譲渡制限付株式や信託を用いた様々なインセンティブ制度が出現、増加している現状がある中で、議論の必要性も示されないまま特定のスキームについてのみ議論をしても更なる混乱を招く結果となるものと思料いたします。

プリンシプルベースの IFRS での考え方とルールベースの日本基準の考え方の本質的な違いを棚上げして、外見的なコンバージェンスとなり、却って GAAP 差を無為に拡大させてしまう結果になってしま

うと考えております。

上記を踏まえ是正しなければならない実務上の要請や合理性があるのであれば、その必要性や具体的な問題点を明らかにしたうえで議論すべきであると考えますが、本公開草案には説明がなく、本質的な議論を欠いているように見受けられるため、賛同し得ません。

以上のとおり、本公開草案の対象とする「権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引」については、本質的な報酬妥当性の議論に賛同ができ得ず、質問2から質問4についても、これに準じて同意できません。